

第28号議案

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年(2014年)3月10日

提出者 町田市長 石阪丈一

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第3項」を「同条第3項」に、「100分の105を乗じて得た額」を「同法第29条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の町田市民病院使用条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料及び同日以後の交付に係る手数料について適用し、同日前の利用に係る使用料及び同日前の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

町田市民病院使用条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用料及び手数料の徴収方法) 第4条 略 2 略 3 第1項の場合において、第2条第2項に定める使用料並びに <u>同条第3項及び第4項に定める手数料は、その合計額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。）に同法第29条の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額を加算した額</u> （その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 略	(使用料及び手数料の徴収方法) 第4条 略 2 略 3 第1項の場合において、第2条第2項に定める使用料並びに第3項及び第4項に定める手数料は、その合計額（消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなるものを除く。）に <u>100分の105を乗じて得た額</u> （その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。